

学園祭も終わり、10月も半ば。気付けば木々は紅葉を始め、秋の深まりが感じられるようになってきました。授業を中心とした学校の日常も戻りましたね。教室に行くと、欠席したクラスメートのプリントをそろえてそっと机に入れてくれている人がいたり、「先生、手伝いますね」と授業後の黒板消しをしてくれる人がいたり、皆さんの優しさに心温められる日々です。3年生は、就職・進学試験もいよいよ本番。これまで学んできたことを十分に発揮してください。

さて今週は、全学年で「学校生活の様子や傾向をつかむためのアンケート(学校生活アンケート)」を実施しています。皆さんの様子を知るためのものですので、素直な気持ちで答えて下さいね。そして、もしも「いじめ」に関する情報があれば、情報の提供をよろしくお願いいたします。

## ●知っていますか、「いじめ防止対策推進法」!

「いじめ防止対策推進法」は、いじめを防止することを目的に2013年に制定された法律です。条文は少し難しいので、一部省略しながらですが、以下にわかりやすく紹介します。

- 第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるため、いじめの防止を目的に制定する。
- 第2条 いじめとは、生徒がある生徒を心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう(インターネットによるものも含む)。
- 第4条 生徒は、いじめを行ってはならない。
- 第8条 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組まなければならない。生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ速やかにこれに対処する。
- 第9条 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないよう、努力をしなければならない。保護者は、保護する子どもがいじめを受けた場合には、いじめから守らなければならない。

いかがですか?相手との関係のなかで、「この程度ならやっても(言っても)平気だろう」は言いにはなりません。相手が傷つけば「いじめ」です。誰かを傷つけていないか、これを機に自分自身の言動も振り返ってみましょう。

この法律の全文を読みたい人は、文部科学省のホームページで見ることができます。また、邇摩高校の「いじめ防止基本方針」も、邇摩高校ホームページで見ることができますよ。

## ●今学期もともに学びを深めていきましょう!

2学期も、各クラスで人権・同和教育に関するホームルーム活動を予定しています。この時間が、生徒の皆さんが自分自身のあり方や生き方について見つめ直す機会になることを願っています。



### 【2学期 人権・同和教育に関するHR活動(予定)】

1年生	11月10日(火)	より良いコミュニケーションのあり方とは
2年生	11月10日(火)	部落差別の歴史から学ぶ② ~水平社宣言から考える~
3年生	11月24日(火)	結婚差別から考える